

「(仮称) 大和郡山市こども計画」の策定概要

「こども基本法」が施行されました (令和5年4月1日施行)

目的 (第1条)

○次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

こども大綱 (第9条)

○政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱 (以下「こども大綱」という。) を定めなければならない。

※これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」とは…

すべてのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態 (ウェルビーイング) で生活を送ることができる社会。



市町村こども計画 (第10条)

○市町村は、こども大綱等を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画 (市町村こども計画) を定めるように努める。

○市町村こども計画は、

- ▶子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画
- ▶子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づく市町村計画
- ▶その他法令の規定により市町村が策定する計画であってこども施策に関するもの (市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画等)

と一体のものとして作成することができる。

「大和郡山市こども計画」として策定（次期計画のイメージ）

- 市町村は、こども政策を総合的に推進するため、こども大綱を勘案した上で「市町村こども計画」の策定が必要。
- 本市は、令和2年3月に「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」を策定し、「安心して子どもを産み育て 子ども・大人・社会がともに育つまち 大和郡山」を基本理念に掲げ、子ども・子育てにかかわる様々な施策・事業を展開。
- 「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」は令和7年3月で計画を終了することから、これまでの取り組みに対する点検・評価を行いつつ、市民等のニーズの把握、国等の動向等を踏まえた新たな計画（仮称：大和郡山市こども計画）を令和6年度中に策定。

現行計画	根拠法令	主な内容
大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）	○子ども・子育て支援法 ○次世代育成支援対策推進法	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子ども・子育て支援 ○就学前教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の充実 ○子どもの人権・虐待防止 ○子育て・親育ちの支援 ○特色ある教育 等



次期計画	根拠法令	新規・拡充内容
大和郡山市こども計画	◎こども基本法 ○子ども・子育て支援法 ○次世代育成支援対策推進法 ○子ども・若者育成支援推進法 ○子どもの貧困対策の推進に関する法律	○子ども・若者育成支援【新規】 ○少子化社会対策【新規】 ○子どもの貧困対策【拡充】 ※子ども・若者のライフステージにおける課題等の把握、子育て当事者に対する支援の検討が必要